

# 第1回嬉野市議会臨時会議案

令和6年1月24日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	令和6年1月24日	専決処分（第1号）の報告について	1

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
1	令和6年1月24日	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	3

## 報告第1号

### 専決処分（第1号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年1月24日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第1号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月12日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

公用車が給食配送のため嬉野中学校敷地内に入り、バックして搬入口に近づけようとしたところ、右側に停車していた相手方の小型乗用自動車右側面後方に接触し、損傷を与えた。

2 事故発生年月日

令和5年11月20日 午前12時00分頃

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿甲2786番地 嬉野中学校 敷地内

4 損害賠償額

金781,606円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



議案第 1 号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 5 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	手数料の種類	手数料の額	
1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

	定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	1通につき	750円
5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円
6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

	籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
7	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)(婚姻、離婚、養子の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。))若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いた書類に記載した事項の証明書の交付は、1通につき)	350円 1,400円
8	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)(婚姻、離婚、養子の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



